

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、鶴ヶ島市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
鶴ヶ島市コミュニティセンター	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷二〇二番地	鶴ヶ島市長	六百人